

## ○山口県警察通信指令技能指導員等運用要綱

平成21年7月7日

生通第331号

生企第529号

生地第254号

警務第591号

警教第268号

### (目的)

第1条 この要綱は、通信指令技能指導員（以下「技能指導員」という。）及び通信指令準技能指導員（以下「準技能指導員」という。）の指定及び運用に関して必要な事項を定めることにより、通信指令技能の向上を図り、もって初動警察活動を強化することを目的とする。

### (技能指導員の職務)

第2条 技能指導員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 通信指令業務に従事する警察官に対する実戦的な指導教養
- (2) 準技能指導員に対する指導教養
- (3) 学校教養等の集合教養時における指導教養

### (技能指導員の推薦)

第3条 警察署長及び地域部地域運用課長（以下「警察署長等」という。）は、所属の警察官のうち、次に掲げる基準のいずれにも該当し、かつ、技能指導員としての適格性を有すると認められる者を選定し、通信指令技能指導員推薦書（別記第1号様式）により、地域部長に推薦するものとする。

- (1) 準技能指導員に指定された警部補又は巡査部長の階級にある者
- (2) 地域部門に所属している者
- (3) 通信指令業務に従事した期間が通算しておおむね5年以上（そのうち地域部地域運用課において通信指令業務に従事した期間が3年以上）になる者
- (4) 山口県警察の通信指令技能検定に関する訓令（平成21年山口県警察本部訓令 第29号。以下「訓令」という。）に規定する上級技能検定に合格した者
- (5) 優れた指導力を有する者

### (技能指導員の指定)

第4条 地域部長は、前条の規定による推薦に基づき、技能指導員としての適格性を審査し、技能指導員を指定するものとする。

### (技能指導員の審査)

第5条 地域部長は、1年ごとに技能指導員の適格性を審査し、その結果を当該技能指導員が属する所属の長に通知するものとする。

(技能指導員の指定の解除)

第6条 地域部長は、技能指導員が次のいずれかに該当する場合は、その指定を解除するものとする。

- (1) 適格性を有しないと判断されたとき。
- (2) 他の所属又は他の部門に配置換えとなったとき。
- (3) 警部に昇任したとき。

(技能指導員の派遣)

第7条 警察署長等は、技能指導員による指導教養を実施しようとするときは、希望する日時を明らかにして、地域部長に技能指導員の派遣を要請するものとする。

2 地域部長は、前項の規定による要請があった場合において、その必要があると認めるときは、技能指導員のうちから適任者を選定し、当該技能指導員の派遣を命ずるものとする。

(準技能指導員の職務)

第8条 準技能指導員は、自所属の警察官に対し、通信指令に関する知識及び技能についての実戦的な指導教養を行う。

(準技能指導員の指定)

第9条 警察署長等は、所属の警察官のうち、次に掲げる基準のいずれにも該当し、かつ、準技能指導員としての適格性を有すると認められる者を選定し、通信指令準技能指導員選定書（別記第2号様式）を作成して地域部長の承認を得た上で、準技能指導員を指定するものとする。

- (1) 警部補又は巡査部長の階級にある者
- (2) 地域部門に所属している者
- (3) 通信指令業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上になる者
- (4) 訓令に規定する初級技能検定又は上級技能検定に合格した者
- (5) 優れた指導力を有する者

(準技能指導員の審査)

第10条 警察署長等は、1年ごとに準技能指導員の適格性を審査し、その結果を地域部長に報告するものとする。

(準技能指導員の指定の解除)

第11条 警察署長等は、準技能指導員が第6条各号のいずれかに該当する場合は、地域部長の承認を得た上で、その指定を解除するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

附 則 (平成24年3月15日山口生通第149号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日付け山口警務第260号山口県警察の組織改編に

伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月19日付け山口警務第217号山口県警察広域機動捜査班設置運営要綱等の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年6月28日山口警務第519号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

通信指令技能指導員推薦書

第 号  
年 月 日

地域部長 殿

長

通信指令技能指導員として下記の者を推薦します。

記

現 分 掌		階 級				
		氏 名				
		生 年 月 日				
採用年月日 (実務経験年数)	年 月 日 ( 年 月 )	昇任年月日	巡査長	年 月 日		
			巡査部長	年 月 日		
			警部補	年 月 日		
通信指令業務 従事経験年数	年 月	通信指令技能検定 上級取得年月日	年 月 日			
表 彰						
勤務経歴	所 属	分 掌	期 間	所 属	分 掌	期 間
推 薦 理 由						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第9条関係）

通信指令準技能指導員選定書

第 号  
年 月 日

地域部長 殿

長

通信指令準技能指導員として下記の者を選定します。

記

現 分 掌		階 級				
		氏 名				
		生 年 月 日				
採用年月日 (実務経験年数)	年 月 日 ( 年 月 )	昇任年月日	巡査長	年 月 日		
			巡査部長	年 月 日		
			警部補	年 月 日		
通信指令業務 従事経験年数	年 月	通信指令技能検定	初 級	年 月 日		
		取得年月日	上 級	年 月 日		
表 彰						
勤務経歴	所 属	分 掌	期 間	所 属	分 掌	期 間
選 定 理 由						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。